

# 「消費者セミナー」のご案内



**公正取引委員会 九州事務所**では、「かしこい消費者になるために」をテーマに、**独占禁止法**（競争のルール）や**景品表示法**（表示のルール）を内容とした「消費者セミナー」を開催しています。消費者団体等で行う日頃の勉強会や例会、消費者向けの講座などに九州事務所職員を派遣いたしますので、是非「消費者セミナー」をご活用ください。

そもそも…



「公正取引委員会」ってどんな仕事をしているの？



「独占禁止法」名前だけは聞いたことがあるけど…



「景品表示法」って私達とどんな関係があるの？



実は、公正取引委員会も独占禁止法も景品表示法も  
**消費者**と深い**関わり**があるんです!!

○× クイズを通じて、独占禁止法や景品表示法と消費者との  
関係を見てみましょう!!

## 第1問



アイスクリームメーカーが、スーパーで販売に対して、以下のように、**販売価格を指示**したり、**安売りした販売店に出荷しない**行為は、**独占禁止法**で禁止されている。**○**か？**×**か？



アイスクリームメーカー



メーカー希望小売価格でしか  
売ってはいけません！



安売りするなら出荷しませんよ！

アイスクリームの値引き販売  
ができない…

## 第2問



ダイエットサプリメントの広告において、  
「えっ!?普段の食事のままで…!!」、  
「ただ飲むだけで、簡単にやせられる!!」  
との表示を行う際、その**表示の裏付け**となる  
**合理的な根拠**がなくとも**問題はない**。

**○**か？**×**か？



よろしく  
お願いします



公正取引委員会  
キッズ向けキャラクター  
「どっくん」

解答は裏面に





## 第1問の答えは

スーパー・マーケットなどの小売店等に、自社の商品を**指定した価格で販売させたり、安売りする小売店等に出荷停止などの不利益を課すことは**、最も重要な競争手段といえる価格を拘束するため、原則として**独占禁止法で禁止**されています。

だから、同じ商品でもお店ごとに値段が違ったり、割引セールで安くなったりするんだね。



サプリメントなどの健康食品について、あたかも食事制限をすることなくやせられるかのように表示しているが、**その効果・効能の裏付けとなる合理的な根拠がない場合は**、その表示は**不当表示（優良誤認表示）**として**景品表示法違反**となります。

景品表示法は、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

効果・効能等の表示は、「合理的な根拠」が必要です。



「消費者セミナー」は、このようなクイズを交えて、実際に起きた事例などを紹介しながら、消費者の皆さんに公正取引委員会の業務や、独占禁止法（競争のルール）や景品表示法（表示のルール）を分かりやすく説明いたします。

日頃の勉強会や例会、消費者向けの講座などのテーマにも  
「消費者セミナー」を是非ご活用ください。



## 「消費者セミナー」の開催概要・申込み方法

- ・ 時 間：60分～90分程度（応相談）
- ・ 講 師：公正取引委員会 職員
- ・ 費 用：無料（講師謝金、旅費等一切不要）
- ・ その他の用意：依頼者様に会場のご用意をお願いしております。

ご不明な点等は、お気軽に  
お問合せください。



お申込みやお問合せは、以下の担当までご連絡ください。

公正取引委員会 九州事務所 担当：濱本（はまもと）、牟田（むた）

電話：092-431-6031(直通) FAX：092-474-5465